岡山市衛生事務委任規則(平成6年3月31日 市規則第61号)

第2条

市長は、地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。

ア 第7条第6項の規定による衛生管理責任者設置(変更)届出の受理 関すること。 イ 第10条第2項の規定による作業衛生責任者設置(変更)届出の受理 に関すること。 (1) と畜場法(昭和28年法律第114 ウ 第13条第1項第1号の規定による自己用と殺の届出の受理に関す	
イ 第10条第2項の規定による作業衛生責任者設置(変更)届出の受理 に関すること。	理
に関すること。	理
. 1247 -	
(1) と と と と と と と と と と	
	つる
号)に規定する事務のうち次に掲 工 第13条第3項の規定による指示に関すること。	
げるもの	5 4
項の準用も含む。)及び第4項の規定による検査不要の決定に関する	こ
カ 第16条の規定による措置命令に関すること。	
キ 第17条第1項の規定による報告の徴収,立入検査及び措置の実施	施
状況の検査に関すること。	
ア 第4条第2号の規定によると殺場以外でと殺する場合の許可に関	す
(2) と畜場法施行令(昭和28年政 ること。	
令第216号)に規定する事務のうち イ 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可申請書の受理	!に
次に掲げるもの関すること。	
ウ 第9条の規定による検印の押印に関すること。	
(3) 食鳥処理の事業の規制及び ア 第3条の規定による許可に関すること。	
食鳥検査に関する法律(平成2年 イ 第6条第1項の規定による変更許可に関すること。	
法律第70号)に規定する事務のう ウ 第6条第3項の規定による変更届出の受理に関すること。	
ち次に掲げるもの エ 第7条第2項の規定による承継の届出の受理に関すること。	

第8条の規定による食鳥処理の事業許可の取消し等に関すること カ 第9条の規定による改善命令等に関すること。 キ 第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更届 出の受理に関すること 第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令に関するこ 第14条の規定による休廃止等の届出の受理に関すること。 第15条第1項,第2項及び第3項の規定による食鳥検査に関するこ 第15条第6項の規定による申請書の受理に関すること 第16条第1項の規定による確認規程の届出の受理及び認定に関す 第16条第2項の規定による確認規程の変更認定に関すること セ (3) 食鳥処理の事業の規制及び 第16条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令に関す 食鳥検査に関する法律(平成2年 法律第70号)に規定する事務のう ソ 第16条第7項の規定による確認規程の報告書の受理に関すること 第16条第8項の規定による確認規程の廃止届の受理に関すること ち次に掲げるもの 第16条第9項の規定による技術的な指導及び助言に関する 第17条第1項第1号, 第2号の規定による食鳥検査のための持ち出 に関すること 第17条第1項第4号の規定による食肉の販売の事業を営む者の届 出の受理に関すること。 ト 第17条第1項第6号の規定による消毒及び廃棄等のための持ち出し こ関すること 第20条の規定による廃棄等の措置命令に関すること 第35条第1項の規定による食鳥検査に関すること。 ヌ 第37条第1項の規定による報告書の受理に関すること。 第38条第1項の規定による立入検査に関すること

- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第45条の規定による食鳥検査業務の事務引継ぎに関すること。
- ア 第11条第2項の規定に違反した場合の第54条の規定による処分に (5) 食品衛生法(昭和22年法律第 関すること。ただし、食鳥処理に係る食鳥肉等及びと畜場内の獣畜の肉 233号)に規定する事務のうち次に 等に限る。

掲げるもの イ 第28条第1項の規定による収去に関すること。ただし、食鳥処理に係る食鳥肉等及びと畜場内の獣畜の肉等に限る。 (6) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項の規定による牛の特定部位使用申

請書、牛の特定部位焼却免除申請書及び変更届の受理に関すること。